

事 務 連 絡
平成29年7月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年8月1日より、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額の見直しを行うことに伴い、別添のポスターを作成いたしましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、関係者各位においてダウンロードの上印刷していただき、適宜御利用くださるよう併せて周知願います。

記

厚生労働省ホームページ

『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（URLは以下のとおり）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

上記ページの中の、「○ 高額療養費制度の見直しについて（ポスター）」に、PDF形式で掲載しております。

(関係団体一覧)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構	本部 御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構	本部 御中
独立行政法人	労働者健康福祉機構	本部 御中

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払う医療費が高額になった場合に、お支払いいただく額を、決められた上限額までにとどめる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで			平成29年8月から※1		
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※3>	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※3>
	課税所得 145万円以上の方				
一般	標準報酬月額 26万円以下の方	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回 44,400円 ※3>
	課税所得 145万円未満の方※2				
非課税 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 平成30年7月まで。平成30年8月以降は、上限額がさらに変わります。

※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※3 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※4 医療機関や薬局で負担した額について、合算して上限額以上になった場合は、後から払い戻されます。

国民健康保険に加入されている皆さまへ

これまで、国民健康保険の財政運営や、被保険者資格の管理などは市町村単位で行っていましたが、平成30年度から都道府県単位に変更します。この変更で、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれます。これによって、上の表にある「多数回(44,400円)」に該当しやすくなるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。

※窓口はこれまでどおり、お住まいの市町村の国保担当です。

お問合せは
ご加入の
保険者まで

ご加入先は、お持ちの被保険者証でご確認ください。

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村(国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

厚生労働省 高額療養費制度

検索

高額療養費制度の
詳しい内容については、
こちらからも確認できます

